

平成20年 6月24日

株 主 各 位

香川県高松市新田町甲34番地

株式会社 タダシ

取締役社長 多田野 宏一

第60回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第60回定時株主総会において、下記のとおり、報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第60期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに計算書類の内容報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件(1)
本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第3号議案** 定款一部変更の件(2)
本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第4号議案** 取締役7名選任の件
本件は、多田野宏一、高戸紀幸、鈴木 正、大藪修二、伊賀 正、伊藤伸彦、吉田康之の各氏が選任され就任いたしました。
なお、伊藤伸彦、吉田康之の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

第5号議案 監査役3名選任の件

本件は、依光慶二、宇川悦栄、三宅雄一郎の各氏が選任され就任いたしました。

なお、三宅雄一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、香西 忠氏が選任されました。

なお、香西 忠氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

第7号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

本件は、取締役の報酬額を年額45,000万円以内（うち社外取締役分は年額6,000万円以内）、監査役の報酬額を年額10,000万円以内（うち社外監査役分は年額4,000万円以内）と改定することに承認可決されました。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第8号議案 当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針（買収防衛策）の承認の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

以 上

なお、本総会終了後開催されました取締役会において、代表取締役社長に多田野宏一、代表取締役副社長に高戸紀幸の両氏が選定され就任いたしました。

また、本総会終了後開催されました監査役会において、常勤監査役に依光慶二、宇川悦栄の両氏が選定され就任いたしました。

~~~~~  
(ご参考)

第2号議案及び第3号議案にて承認可決されました変更後の当社定款につきましては、下記当社ホームページに掲載しております。

当社ホームページアドレス <http://www.tadano.co.jp/ir/kabunusi.html>

## **配当金のお支払いについて**

第60回定時株主総会の決議に基づき、第60期期末配当金を6月25日から次のとおりお支払いいたします。

- ① **銀行振込ご指定の方**には、「**配当金計算書**」及び「**配当金振込先のご確認について**」を同封いたしましたので、ご確認下さい。
- ② **銀行振込をご指定されていない方**は、同封の「**配当金領収証**」により、払渡期間中（平成20年6月25日から平成20年7月31日まで）に、お近くのゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局におきましてお受け取り下さい。

## **「銀行口座振込」ご指定のお勧め**

「銀行口座振込」による場合には、配当金支払開始日に、ご指定の銀行口座へお振り込み申し上げることになります。この方法は、郵送中の事故が無いこと、万一配当金のお受け取りを失念されていても支払われること、ご入金までに日数を要しないことなどの点で、最も安全確実な方法でございます。

まだ「**銀行口座振込**」のご指定をされていない方は、是非この方法をご利用下さいませようお勧め申し上げます。なお、ご指定は後記の当社株主名簿管理人にお申し出のうえ、手続きをおとり頂くようお願い申し上げます。

## **「単元未満株式買増制度」及び「単元未満株式買取制度」について**

当社は、「単元未満株式買増制度」を導入しております。

この制度は、「**1単元（1,000株）未満の株式をご所有の株主の方**」を対象にした、ご所有の単元未満株式と併せて1単元となる数の株式を当社に買増請求することを可能にする制度であります。

例えば、561株の登録株式をご所有の方は、この制度により439株を買増し、1,000株とすることができます。この場合は、買増資金のご準備が必要となります。

また、単元未満株式の買増しではなく、買取りを請求する制度（「単元未満株式買取制度」）もございます。

この制度は、「1単元未満の株式をご所有の株主の方」を対象にした、ご所有の単元未満株式を当社に買取請求することができる制度であります。

例えば、561株の登録株式をご所有の方は、その株式の買取りを当社に請求し、単元未満株式の処分をすることができます。この場合は、売却代金を取得することができます。

これらの制度に関する事務及び詳細につきましては、後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

なお、**株券保管振替制度**をご利用されている場合は、お取引の証券会社にお問い合わせ下さい。

① 買増請求受付期間

随時（土、日、祝日、みずほ信託銀行及びみずほインベスターズ証券の休業日を除く）

ただし、3月31日及び9月30日のそれぞれ12営業日前から当該日までの期間は、お取り扱いを停止いたします。

② 買取請求受付期間

随時（土、日、祝日、みずほ信託銀行及びみずほインベスターズ証券の休業日を除く）

## 株式の名義書換、届出などの株式に関する事務について

株式の名義書換、届出など株式に関する事務は、下記の場所でお取り扱いいたします。

|             |                                                                                                    |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主名簿管理人     | 東京都中央区八重洲一丁目2番1号(〒103 8670)                                                                        |
| 事務取扱場所      | みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部                                                                                |
| （郵便物の送付先）   | 東京都江東区佐賀一丁目17番7号(〒135 8722)                                                                        |
|             | みずほ信託銀行株式会社 証券代行部                                                                                  |
| （電話お問い合わせ先） | 電話 0120 288 324（フリーダイヤル）                                                                           |
|             | （専用ホームページアドレス） <a href="http://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/">http://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/</a> |
| 同 取 次 所     | みずほ信託銀行株式会社 全国各支店                                                                                  |
|             | みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店                                                                         |